特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第24―７号

電気計器の型式について、平成24年７月23日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成24年７月23日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第3670―１号	普通電力量計	ＭＡ９Ｍ―ＲＡ	三菱電機株式会社	交流単相２線式	100	30	50，60
第3580―１号	普通電力量計	ＭＢ９Ｍ―ＲＡ		交流単相３線式		60	
第3657―１号	普通電力量計	ＭＢ９Ｍ―Ｒ		交流三相３線式	200	60	

解散命令公告

京都府公告

下記の組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定により解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年８月９日

京都府知事　山田　啓二

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第２号の規定により解散を命じます。

名称及び主たる事務所の所在地

京都事業農業協同組合

京都府綾部市大字綾部村小字西馬場下１番地

［教示］

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府知事に異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年８月９日　　愛知県教育委員会

１　本籍地、氏名、生年月日
愛知県、山本　　亨、昭和49年１月25日

２　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　小学校教諭１種免許状、平７小１第55号、平成８年３月19日、秋田県教育委員会
⑵　中学校教諭１種免許状（国語）、平７中１第127号、平成８年３月19日、秋田県教育委員会
⑶　高等学校教諭１種免許状（国語）、平７高１第215号、平成８年３月19日、秋田県教育委員会

３　失効年月日　平成24年７月19日

４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～70歳の女性、身長160センチメートル、体格中肉、着衣は長袖茶色フリース、ＨンジＩ色長袖シャツ、灰色タンクトップ、チェック柄長ズボン、黒色ズボン下、黒色靴下、白色パンツ、白色スニーカー、所持金品は1,440円在中の小銭入れ、手提げバック２個、傘

上記の者は平成24年６月30日午前７時ころ、沼津市高島本町の歯科診療所前にて倒れているところを発見され、沼津市立病院に救急搬送されましたが、午前８時２分に死亡が確認されました。死因は不詳。

遺体は火葬に付し、遺骨を当市にて保管しています。心当たりのある方は当市福祉事務所社会福祉課生活保護係までお申し出ください。

平成24年８月９日

静岡県　　沼津市長　栗原　裕康

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年七月十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

札幌市白石区本通一丁目北三番三七号
札幌興産株式会社
代表清算人　丸山　　忠

解散公告

当法人は、平成二十四年六月七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

北海道久遠郡せたな町大成区都三一七番地
特定非営利活動法人有留実の会
清算人　桝田　道廣

解散公告

当社は、平成二十四年七月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号サピアタワー一四階弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算人　島守　康友

解散公告

当社は、平成二十四年七月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号サピアタワー一四階弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算人　遠藤　淑子

解散公告

当社は、平成二十四年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

群馬県前橋市山王町二一一八一七
株式会社樋口久見子設計室
代表清算人　樋口久見子

解散公告

当社は、平成二十四年七月二十五日臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

群馬県前橋市上大島町一四八番地三
株式会社コスモス不動産
清算人　黛　　昌智